



はい！こちら消費生活センターです

通信販売での「おトクにお試し」のつもりが意図せず定期購入に？

「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられています。最近では「いつでも解約可能」などと表示された「定期購入」の広告もみかけるようになりました。その中でも「特別割引クーポン」を使用したことでいつの間にかコース内容が変わっていたとの相談が寄せられています。以下に事例と「最終確認画面」のチェックリストを紹介します。
〈事例〉「定期縛りなし」と表示された定期購入を申し込んだはずが、直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したことで、いつの間にか4回の購入が条件のコースに変更された

＜注文する前に確認するポイント＞

○定期購入が条件になっていないか？○(定期購入が条件になっていたら)継続期間や購入回数が決めていないか？○支払うことになる総額はいくら？○解約の際の連絡手段を確認した？○「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」などの解約条件を確認○利用規約の内容を確認○「最終確認画面」をスクリーンショットで保存(契約を取り消す際の証拠になる)

*注文直後に表示される「特別割引クーポン」を利用したり、おまとめコースに変更すると契約内容が変わることがあり、注意する。*通信販売にはクーリング・オフ制度はないので、販売事業者が定める返品特約がある場合、これに従う。

不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

